

**和歌山市歴史的風致維持向上計画（第2期）策定準備業務  
公募型プロポーザル実施要領**

公表日 令和8年6月11日  
(2026年)

**1. 契約概要**

- (1) 名称：和歌山市歴史的風致維持向上計画（第2期）策定準備業務  
目的：和歌山市では、歴史的環境の保全と文化を活かしたまちづくりを目的に、第2期歴史的風致維持向上計画の策定を進める。本業務では、計画策定に向けた基礎資料の整理や図表の更新、歴史的風致の見直しおよび重点区域再設定の検討案作成など、次段階の計画策定や国との協議に必要な準備業務を行うものであり、計画案の確定は対象としない。
- (2) 契約内容：別記仕様書のとおり
- (3) 契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

**2. 見積限度額（予定価格）**

- 3,388,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
※ 参考見積書の上限金額は、見積もり限度額（予定価格）とする。

**3. 参加資格**

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。
  - イ 破産者で復権を得ない者であること。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。
  - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
- ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）
  - イ 消費税及び地方消費税
  - ウ 所得税又は法人税
- (3) 実施要領の公表日から事業実施者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の

規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

- (6) 和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）の規定により競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
  - (7) 令和7・8年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下、「令和7・8年度登録」という。）において、土木関係建設コンサルタントに係る都市計画及び地方計画の登録がされている、若しくは令和7・8・9年度和歌山市競争入札参加資格（以下「資格者名簿」という。）において、和歌山市と取引を希望する業務委託営業種目として、大分類が「点検・検査・調査・計画策定（業務委託大分類コード1405）」、小分類が「計画策定（業務委託小分類コード07）」の登録を受けている者であること。
  - (8) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による都市計画及び地方計画部門の建設コンサルタント登録（有効なものに限る。）をしている者であること。
  - (9) 受託候補者特定日以前の2か月以内に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けていない者であること（ただし、同一事案で指名停止等の措置を講じられたものは除く。）。
  - (10) 過去15年間（平成23年度以降）に、次のア～ウのいずれかが発注した地域（地区）を対象にしている歴史・文化、都市計画、景観に関連している計画業務（以下「類似業務」という。）に係る契約を元請として適正にその履行を完了した実績を有すること。ただし、参加希望者にこの業務実績がない場合においても、参加希望者が有する技術者において予定管理技術者が管理技術者として過去に前述の業務実績を有する場合は、これらの業務実績を有するものとみなす。なお、類似業務とは、歴史的資源の保全・活用、景観形成又は都市計画に関する計画策定業務をいう。
    - ア 国又は地方公共団体
    - イ 公共法人及び国土交通省令で定める法人
    - ウ 一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（以下「TECRIS」という。）に登録された公共機関等
  - (11) 次に掲げる要件のいずれかを満たす技術者を直接的に雇用し、1名以上担当技術者として配置できる者であること。
    - ア 建設コンサルタント登録規程による都市計画及び地方計画部門の建設コンサルタント登録をしている技術管理者
    - イ 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、技術部門を建設部門かつ選択科目を都市及び地方計画とするもの
    - ウ 技術士法に定める技術士で、技術部門を総合技術監理部門かつ選択科目を都市及び地方計画とするもの
    - エ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRC CMの資格を有する者で、専門技術部門を都市計画及び地方計画とするもの
- ※配置予定技術者は本業務に専従できる体制とし、他業務との兼務状況については適切に管理すること。また、管理技術者と担当技術者の兼任は妨げない。

※配置予定技術者は原則として変更できないものとする。ただし、死亡、退職、長期療養その他やむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得た上で、同等以上の資格及び能力を有する者に変更することができる。

#### 4. プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

##### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】

イ 参加資格の(2)に示す確認資料

##### (ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税(完納)証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、【様式2】の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」を提出すること。

##### (イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を、個人にあっては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

##### ウ 会社概要

会社概要【様式3】に記載し、業務登録の写し(建設コンサルタント登録通知書等、登録部門及び有効期間が確認できるもの)を添付して提出すること。また会社の概要や従業員数が判るようなパンフレット等があれば、添付すること。

##### エ 3の(10)に表す類似業務を履行した実績を有することを証する書類

参加資格条件である業務実績を【様式3】に記載し、契約に係る契約書、仕様書等の写し、又は測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)登録内容の写し等を添付すること。

##### オ 3の(11)に示す配置予定技術者の資格に関する書類

参加資格条件である配置予定技術者の資格を【様式4】に記載し、以下の書類を添付すること。

##### (ア) 資格証明書類(写し)

次に掲げるいずれかの資格を証する書類

- ・技術士登録証(部門及び選択科目が確認できるもの)
- ・RCCEM登録証(専門技術部門及び有効期限が確認できるもの)
- ・建設コンサルタント登録規程に基づく技術管理者であることが確認できる書類(登録簿、通知書等)

##### (イ) 技術管理者の場合は、当該技術者が技術管理者として登録されていることを確認できる資料(登録簿、辞令、組織図等)

##### (ウ) 申請書提出日時点において直接的な雇用関係を証明する書類(健康保険証、在籍証明書、雇用契約書等のいずれか)

##### カ 競争入札参加資格に関する書類

令和7・8年度競争入札参加資格登録を受けていることが確認できる書類の写し(登録通知書等)

##### キ 役員等調査及び照会承諾書【様式5】

なお、会社更生法又は民事再生法に基づく手続中の場合は、更生計画認可決定書又は再生計画認可決定書の写しを添付すること。

##### ク 委任状及び使用印鑑届出書【様式6】

※提出書類により参加資格の確認ができない場合は、失格とすることがある。

(2) 提出期限

令和8年6月22日(月) 16時30分まで(必着)  
提出図書はA4製本1部とする。なお、返却には応じない。

(3) 提出場所

〒640-8511  
和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所 都市建設局 都市計画部 都市再生課  
T e l : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 4 8  
F a x : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 1 1 7  
E-mail : [toshisaisei@city.wakayama.lg.jp](mailto:toshisaisei@city.wakayama.lg.jp)

(4) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。  
※ 持参の場合、土曜日及び日曜日を除く8時30分から16時30分までの間に直接持参すること。  
※ 連絡先のE-mailアドレスを必ず記載すること。  
※ 郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

(5) プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。  
発送予定日 令和8年6月24日(水)

## 5. 募集要項に関する質問及び回答

(1) 質問の受付期間

令和8年6月29日(月)から令和8年7月3日(金) 16時30分まで(必着)

(2) 質問受付方法

電子メールにより、「質問書」【様式7】で提出すること。電話及び口頭(窓口)による質問は受け付けない。

(3) 質問の宛先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 都市再生課  
FAX : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 1 1 7 E-mail : [toshisaisei@city.wakayama.lg.jp](mailto:toshisaisei@city.wakayama.lg.jp)

(4) 質問の回答

和歌山市ホームページにより公表する。  
回答予定日 令和8年7月 7日(火)

## 6. 企画提案書の提出

※本項における提出書類は、評価を目的とするものであり、4において提出された書類と重複する場合であっても、省略することはできない。

(1) 提出書類

ア 会社に関する評価資料としての書類

(ア) 過去15年間(平成23年度以降)の類似業務の実績を証する書類【様式8-1】

※4(1)エで提出した実績と同一のものでも可とするが、本項では評価を目的とするため、業務内容、規模、担当した役割等について記載すること。

- (イ) 平成28年度以降の本市発注業務の業務成績の最高点を証する書類【様式8-2】
- (ウ) 会社の地域経済等活性化への取組みと障害者雇用への取組みを表す書類【様式8-3】

イ 配置予定技術者に関する評価資料として以下の配置予定管理技術者の経験及び能力を証明する書類【様式9】

- (ア) 配置予定管理技術者が管理技術者として従事した過去15年間（平成23年度以降）の類似業務の実績を証する書類
- (イ) 配置予定管理技術者が管理技術者若しくは担当技術者となっている手持ち業務（契約金額500万円以上ものに限る）の状況を証する書類
- (ウ) 継続教育計画（CPD）（CPD単位の取得期間の最終日は、本業務の参加資格確認申請書提出期限から、過去1年以内のものに限る）において、建設系CPD協議会に加盟する団体の推奨単位以上の取得を証する書類、及びその事項が証明されている「証明書」の写し

※推奨単位に満たない場合であっても提出は可とするが、評価において考慮する。

- (エ) 配置予定管理技術者の保有資格を証する書類（写し）を提出すること。なお、4（1）オにおいて提出した資格証の写しと同一のものでも可とする。

※配置予定技術者に関する資料は、資格の有無のみではなく、同種業務における実績及び経験を評価するためのものである。

## (2) 企画提案書

- ア 用紙のサイズはA4（縦方向・横書き・左綴じ）、文字サイズは原則11ポイントとし、様式については企画提案書表紙【様式10-1】、企画提案事項【様式10-2】とする。またページ数を記載すること。
- イ 以下のテーマについて記載すること。ただし、各テーマにつき2枚以内で合計8枚以内とすること。
  - (ア) 第1期計画の成果および課題の抽出方法について
  - (イ) 将来的な計画策定の目的および方向性の整理について（地域資源の特性を活かした活用展開の具体的な方向性を含む。）
  - (ウ) 第1期計画の結果を踏まえた歴史的風致の見直しおよび重点区域の再設定の方法について
  - (エ) 業務の実施方針と執行体制及びスケジュール（専門家との事前打合せ・協議会支援・庁内調整・3省庁会議等も含めた具体的なものであること。）
- ウ 本プロポーザルは、参加者の業務の執行体制や本市における歴史的風致の定義、さらに今後の行動計画についての提案などを求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。よって具体的な検討内容を含む企画提案書については、採点の対象としないので注意すること。

## (3) 参考見積書（任意様式）

用紙サイズはA4とし、様式については自社様式とする。

見積書の記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜き）、消費税相当額を別々に記載し、その合計金額を明記すること。また、人件費、諸経費等の積算内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

なお、参考見積書は評価の参考資料として使用するものであり、契約金額を拘束するものではない。また、提案内容との整合性を確認するために用いる。

※見積金額は評価の参考とするものであり、契約額を拘束するものではない。

- (4) 提出部数  
10部（原本1部、副本9部）
- (5) 提出期限  
令和8年7月14日（火）16時30分まで（必着）
- (6) 提出場所  
上記4（3）に同じ。
- (7) 提出方法  
上記4（4）に同じ。
- (8) 提出制限  
企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

## 7. 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

### (1) 企画提案評価

参加資格の確認された（参加を表明した）者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下記評価基準及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

### (2) 開催日時及び場所等

ア 実施内容 企画提案説明に20分、質疑応答に10分とする。

イ 開催日時 令和8年7月23日（木）（予定）から

ウ 開催場所 和歌山市役所 本庁舎7階・記者会見室又はわかやま歴史館3階会議室（予定）

ただし、正式な日時・場所については、別途通知する。

エ 参加人数 3人までとする。

※プレゼンテーション及びヒアリングは非公開により実施する。

※プレゼンテーションは提出された企画提案書に基づいて行うものとし、新たな提案を行うことは認めない。

※プレゼンテーションにあたり、説明用にパワーポイントその他を使用する場合は、提案者がこれに必要なパソコン等の機器を用意するものとし、スクリーン及びプロジェクター本体については、本市が用意するものとする。

※開催日時及び場所等については、変更する場合がある。

※プレゼンテーション及びヒアリングにおいては、企画提案書に記載された内容の補足説明に限るものとし、新たな提案又は追加資料の提示は認めない。

### (3) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル評価結果通知書（令和8年7月29日送付予定）により通知する。

## 8. 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

## (1) 企画提案書による予備評価

評価基準		配点
(1) 組織評価 (配点35点/150点)		
会社の実績等	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去15年間(平成23年度以降)の類似業務の実績(5件以上で満点とする)</li> <li>平成28年度以降の本市発注業務の業務成績の最高点(85点以上で満点とする)</li> </ul>	10点
配置予定管理技術者の経験及び能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去15年間(平成23年度以降)の類似業務の実績(2件以上で満点とする)</li> <li>資格(技術士の総合監理部門【都市及び地方都市】で満点とする)</li> <li>契約金額500万円以上の手持ち業務の件数(1件以下で満点とする)</li> <li>継続教育計画(CPD)(推奨単位以上で満点とする)</li> </ul>	15点
社会地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山市内の本店等の有無</li> <li>和歌山市への地域経済等活性化への取組み</li> <li>障害者雇用への取組み</li> </ul>	10点
(2) 提案内容評価 (配点55点/150点)		
業務理解・構造化能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1期成果の評価視点が明確で構造的か</li> <li>課題抽出の手法が論理的か</li> <li>本業務の位置づけ(準備業務)を正しく理解しているか</li> </ul>	10点
歴史的風致の精査・再構築力および重点区域再設定の論理性	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風致の妥当性を検証する方法が論理的か</li> <li>将来的整備を見据えた計画の目標設定が論理的かつ明確か</li> <li>重点区域設定の判断基準が明確か</li> <li>将来的な整備・活用を見据え、重点区域の再設定および歴史的風致の見直しについて、合理的かつ客観的な根拠に基づく論理性が確保され、市民・関係権利者・関係機関等に対して説明・調整可能な内容となっているか。</li> </ul>	20点
活用視点の整理力	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1期計画の成果および課題を踏まえ、歴史的風致の維持向上と調和した活用のあり方について、地域資源の特性を活かした活用展開の方向性が具体的に示されているか</li> </ul>	10点
工程管理・実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>履行期間内で実現可能な工程か</li> <li>リスク管理(協議遅延等)への配慮があるか</li> <li>打合せ・協議会支援・庁内調整の方法が明確か</li> <li>専門家との事前協議を含め、意見聴取から検討資料への反映、協議会への付議に至る一連のプロセスについて、具体性および実効性が高い提案となっているか</li> </ul>	15点
(3) 価格評価 (配点50点/150点)		

・40.0×（最低見積額／提案者の参考見積額） ※評価点については、少数第2位を四捨五入し、少数第1位止めとする ・人件費、作業日数、従事者の積算及びその他必要な経費等の妥当性及びコスト削減の工夫	50点
合 計	140点

(2) プレゼンテーション等の評価

評 価 基 準	配 点
プレゼンテーション等の評価（配点10点／150点）	
業務に対する取組み姿勢、意欲、責任感	4点
プレゼンテーション力	2点
効率的かつ円滑に業務を履行するための創意工夫	2点
質疑応答の論理性・即応力	2点

(3) 同点の場合の取扱い

最高得点者が複数ある場合は、評価項目「提案内容評価」の得点が高い者を優先交渉権者とする。

なお、当該得点も同一である場合は、評価項目「価格評価」の得点を比較し、決定する。それでもなお同点である場合は、くじにより決定する。

9. 日程（令和8年）

公表	6月 11日
参加資格確認申請書受付	6月 22日 16時30分まで
参加資格確認通知書発送	6月 24日（予定）
質問受付期間	6月 29日 ～ 7月 3日 16時30分まで
企画提案書提出	7月 14日 16時30分まで
企画提案評価会（プレゼンテーション）	7月 23日（予定）
結果通知	7月 29日（予定）

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提出書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの

11. 契約に関する事項

- (1) 前払い制度：適用しない。

(2) 部分払い制度：適用しない。

(3) 契約保証金

契約金額の10分の1に相当する額以上の額が必要である。ただし、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）第34条各号に該当するときは、免除する。

(4) 契約書作成の要否

必要である。

## 12. その他留意事項

(1) 提出書類は返却しない。なお、選定された企画提案書等については、市民等への説明（公表）において必要があるときには、市は同意なく無償で使用することができるものとする。

(2) プロポーザルの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者にあつては本実施要領に同意の上申請を行うものとする。

(3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。

(6) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。

(7) 受託候補者特定後、和歌山市と協議を行うが、それに伴い仕様書の内容に変更が発生する場合がある。

(8) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。

(9) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。

(10) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として和歌山市に帰属する。

(11) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は、事業終了後5年間保管すること。

(12) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、選定事業者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市はその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。

(13) 本プロポーザルの実施において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

(14) その他本事業の目的を達成するために、より効果的な提案も可能とする。